

栃労発基 0317 第 2 号の 2
令和 4 年 3 月 17 日

関係機関・団体の長 殿

栃木労働局長



栃木県衣服製造業最低工賃の改正について（広報依頼）

春暖の候、貴職におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として最低工賃が定められておりますが、令和 4 年 4 月 21 日、栃木県衣服製造業最低工賃が改正発効いたします。

つきましては、御多忙中のところ恐縮ですが、改正された最低工賃の周知のために別紙「広報用原稿」を同封いたしますので、貴機関で発行されております広報誌（紙）、またはホームページ等への掲載をいただきたくお願い申し上げます。

また、チラシを同封いたしますので、施設内外での掲示等による周知につきましても御配意をいただきたく重ねてお願い申し上げます。

なお、御手数ですが、広報誌（紙）等への御掲載をいただきました場合には、掲載部分等のコピーにつきまして、同封の返信用封筒により栃木労働局労働基準部賃金室あて送付いただければ幸甚に存じます。



連絡先：320-0845 宇都宮市明保野町 1 番 4 号
栃木労働局労働基準部 賃金室
電話 028-634-9109 FAX 028-632-6585